## 第2編 議会・監査

## 第1章 議 会

#### 〇北上地区広域行政組合議会定例会条例

昭和 63 年 4 月 1 日 条 例 第 2 号

北上花巻衛生処理組合議会定例会条例(昭和35年条例第2号)の全部を改正する。 北上地区広域行政組合議会定例会の回数は、毎年2回とする。

附則

この条件は、公布の日から施行する。

#### 〇北上地区広域行政組合議会定例会規則

昭和 63 年 4 月 1 日 規 則 第 2 号

北上花巻衛生処理組合議会定例会規則(昭和35年規則第2号)の全部を改正する。 北上地区広域行政組合議会定例会は、毎年2月及び10月にこれを招集する。ただ し、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて招集すること ができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 〇北上地区広域行政組合議会会議規則

昭和63年4月7日議会規則第 1 号

北上花巻衛生処理組合議会会議規則(昭和53年議会規則第1号)の全部を改正する。

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、出席簿に押印しなければ ならない。

(欠席等の届け出)

第2条 議員は、事故のため出席できないとき、又は遅参するときは、その理由を

付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

- 第3条 議員の議席は、議員が選挙された最初の会議において、議長が定める。
- 2 補欠議員の議席は、前議員の議席とする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。
- 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

- 第4条 会期は、毎会期の初めに議長が議会に諮ってこれを定める。
- 会期は、招集された日から起算する。
- 3 会期の延長については、第1項の規定を準用する。 (議会の開閉)
- 第5条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

- 第6条 会議時間は、午後1時から午後4時までとする。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。 (会議の開閉)
- 第7条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。
- 2 議長が開議を宣告する前又は前項に規定(開議宣告を除く。)する宣告をした後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

- 第8条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないとき、 又は開議中に定足数を欠くに至ったときは、議長は、延会を宣言することができる。
- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席 を制止し、又は議場外の議員に出席を要求することができる。

(議案の提出)

第9条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそえ、理由を付け、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第112条第2項の規定によるものについては所 定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに 連署して、議長に提出しなければならない。

(動議等)

- 第10条 動議は、他に特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者 がなければ議題とすることができない。
- 2 修正の動議を議題とするときには、2 人以上の賛成者とともに連署して、議長 に提出しなければならない。
- 3 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。
- 4 会議の議題となった事件及び動議を撤回し、又は訂正しようとするときは、議会の承認を要する。
- 5 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出 者から請求しなければならない。

(議事日程等)

第11条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事 日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長が これを報告して配布にかえることができる。

- 2 議長が必要あると認めたとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、 討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加 することができる。
- 3 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。 (選挙)
- 第12条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (開票及び投票の効力)
- 第13条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
- 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第14条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告するとともに、当選人に 当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係の書類の保存)

第15条 議長は、投票の有効無効を区分し、当該当選人の任期中、関係書類とと もにこれを保存しなければならない。

(議題の宣告等)

第16条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告し、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案の説明等)

- 第17条 議長は必要があると認めるときは、議題になった事件(請願を除く。)を 職員をして朗読させる。
- 2 議題になった事件(請願を除く。)は、会議において提出者の説明を聞き、質疑 を行い、その終結を宣告する。

(討論及び表決)

第18条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結を宣告して 表決に付する。

(議事の継続)

第19条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再び その事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

- 第20条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する 者以外の者を議場の外に退去させなければならない。
- 2 秘密会の議事の記録は、公表しない。また、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(発言の許可等)

- 第21条 会議で発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を 得なければならない。
- 2 議長から発言の許可を受けた者は、議席番号を告げて発言する。
- 3 2人以上の者から発言を求められたときは、議長は、挙手の先順位者と認める 者から許可する。

(議長の議員としての発言)

第22条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が 終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その 議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言の制限)

- 第23条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を 超えてはならない。
- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。
- 4 議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。ただし、出席議員2人以上の異義があった場合は、討論を用いないで会議に諮って決めなければならない。

(議事進行に関する発言)

- 第24条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する 必要があるものでなければならない。
- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(選挙及び表決時の発言制限)

第25条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、 選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問等)

第26条 議員は、北上地区広域行政組合の一般事務について質問しようとするときは、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。 ただし、緊急を要するときは、議会の同意を得て質問することができる。

(表決問題の宣告)

- 第27条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。 (不在議員)
- 第28条 表決の宣告の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。 (条件の禁止)
- 第29条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第30条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手 の多少を認定して可否を宣告する。ただし、議長が必要と認めたとき、又は出席 議員の2人以上から異議があるときは、議長は、会議に諮り、記名又は無記名の 投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第31条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と、問題を 否とする議員は反対と所定の投票用紙(別記様式)に記載し、投票箱に投入しな ければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければなら ない。

(表決の訂正)

第32条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(表決結果の宣告)

第33条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。

(簡易表決)

第34条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、異議があるときは、議 長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

(会議録)

- 第35条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 開会及び閉会の年月日時刻
  - (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
  - (3) 出席及び欠席議員の氏名並びに職務及び説明のため出席した者の職氏名
  - (4) 議事日程及び諸般の報告
  - (5) 議事のてんまつ
  - (6) 前各号のほか、議長又は議会において必要と定めた事項
- 2 前項各号の規定にかかわらず、秘密会の議事及び議長が取消しさせた発言は、 会議録に記載しない。

(会議録署名議員)

- 第36条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。 (異議の決定)
- 第37条 会議録に記載した事項について、異義があるときは、議長がこれを決する。

(請願)

- 第38条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載し、 請願者が押印しなければならない。
- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。 (請願の採否)
- 第39条 議会は、請願を受理したときは、採否を決定しなければならない。 (採択請願の送付等)
- 第40条 議長は、採択された請願で、管理者に送付すべきものと認めたものは、 直ちにこれを送付し、同時にその処理のてんまつについて報告を要求しなければ ならない。
- 2 採否を決定した請願は、請願者にその結果を通知しなければならない。 (陳情書の処理)
- 第41条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(議員の辞職)

- 第42条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。
- 2 議長は、前項の辞表を議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否 を決める。
- 3 議長は、閉会中に議員の辞職を許可した場合は、その旨を各議員及び管理者に 通知しなければならない。

(品位の尊重)

第43条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(離席)

第44条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(議長の秩序保持権)

第45条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があ

ると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

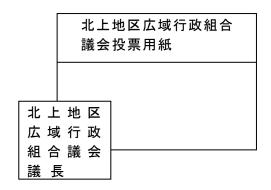
(懲罰)

- 第46条 議員に懲罰事犯があるときは、議長は、会議に諮って懲罰に付する。
- 2 議会が前項の懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。 (疑義の処理)
- 第47条 この規則の疑義及び規定しない必要な事項は、議長が決定する。ただし、 議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第31条関係)



# 〇北上地区広域行政組合議会議員の議員 報酬及び費用弁償条例

平成20年10月31日 条 例 第 3 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定により、議会の議員(以下「議員」という。)に対して支給する議員報酬及び費用 弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

議 長 年額37,000円

副議長 年額34,000円

議 員 年額32,000円

2 議員報酬は、毎会計年度につき支給するものとし、会計年度の途中において議員となり、又は議員でなくなった場合の議員報酬は、議員となった月(議員でなくなった月に再び議員となった場合にあっては、当該月の翌月)から、又は議員

でなくなった月まで、それぞれ月割によって計算する。この場合において、1月未満の端数は、1月として計算する。

- 3 議員報酬は、10月及び2月に等分してこれを支給する。
- 4 前2項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法は、管理者が別に定める。 (費用弁償)
- 第3条 議長、副議長及び議員が公務のために旅行したときは、その旅行について 費用を弁償する。
- 2 費用弁償の額は、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例(平成3年北上市条例第33号)に規定する常勤の特別職の職員に支給する旅費の例による。
- 3 費用弁償の支給方法は、北上市一般職の職員等の旅費条例(平成3年北上市条 例第39号)の例による。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 〇北上地区広域行政組合議会事務局設置条例

昭和 63 年 4 月 1 日 条 例 第 3 号

北上花巻衛生処理組合議会事務局設置条例(昭和54年条例第1号)の全部を改正する。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条第 2 項の規定に基づき、北上地区 広域行政組合議会に事務局を置く。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 〇北上地区広域行政組合議会事務局規程

昭和63年4月7日

議会告示第 1 号

改正 平成3年7月15日議会告示第1号

平成 12 年 1 月 24 日議会告示第 1 号

北上花巻衛生処理組合議会事務局規程(昭和 54 年議会告示第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、北上地区広域行政組合議会事務局設置条例(昭和 63 年条例

第3号) に規定する事務局の所掌事務及びその事務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の所掌事務)

- 第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 本会議、協議会及び諸会議に関すること。
  - (2) 議員の進退及び身分に関すること。
  - (3) 会議録の調製及び保存に関すること。
  - (4) 議案、請願書、陳情書その他会議に付する文書の取扱いに関すること。
  - (5) 発議、建議等の取扱いに関すること。
  - (6) 議員の視察に関すること。
  - (7) 議会傍聴人に関すること。
  - (8) 公印に関すること。
  - (9) 文書に関すること。
  - (10) 職員及び服務に関すること。
  - (11) 予算及び決算に関すること。
  - (12) 経理及び用度に関すること。
  - (13) その他議事、諸調査等議会に必要な事項に関すること。

(職の設置)

- 第3条 事務局に事務局長、事務局次長、主査及び主事を置くことができる。
- 2 前項に掲げる職は、書記をもって充てる。

(平 12 議会告示 1·一部改正)

(職務)

- 第4条 事務局長は、議長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、特に命じられた事務局の事務を処理するとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 主査は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担任事務を処理する。
- 4 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(平 12 議会告示 1・一部改正)

(代決及び専決)

- 第5条 事務局長が専決する事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が、事務局長及び事務局次長がともに不在のときは、事務局長があらかじめ、指定する職員がその事項を代決する。
- 2 事務局長の専決できる事項は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 所属職員の事務分担に関すること。
  - (2) 所属職員の服務及び諸届の処理に関すること。
  - (3) 所属職員の旅行命令、時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
  - (4) 文書の収受、発送、浄書及び保存に関すること。
  - (5) その他軽易な事務の処理に関すること。
- 3 前2項に規定する場合であっても、事案が重大若しくは異例に属し、又は特に 上司において事案を了知しておく必要があると認められるときには、代決及び専 決をすることができない。

(職員の服務等)

第6条 この告示に定めるもののほか、職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務

については、北上地区広域行政組合職員の例による。

(平3議会告示1·一部改正)

(公印)

第7条 公印は、次表のとおりとする。

	公印の				
公印番号	印 刻 文 字	印材	大きさ (ミリメートル)	管 守 責任者	使用区分
1	北上地区広域行政 組合議会印	つげ	方 30	事務局長	議会名をもって する文書
2	北上地区広域行政 組合議会議長印	つげ	方 24	事務局長	議長名をもって する文書
3	北上地区広域行政 組合議会事務局長 印	つげ	方 21	事務局長	事務局長名をも ってする文書

#### (文書)

- 第8条 文書の取扱いは、北上地区広域行政組合文書取扱規程(昭和63年訓令第2号)の例による。
- 2 文書の分類は、別に定める。
- 3 文書の例式は、北上地区広域行政組合公文例式規程(昭和63年訓令第3号)の 例による。

附則

この告示は、昭和63年4月7日から施行する。

附 則(平成3年議会告示第1号)

この告示は、平成3年7月15日から施行する。

附 則(平成12年議会告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

## 第2章 監 査

#### 〇北上地区広域行政組合監査委員条例

昭和 63 年 4 月 1 日 条 例 第 4 号

改正 平成3年4月1日条例第8号

平成 19 年 3 月 30 日条例第 1 号

北上花巻衛生処理組合監査委員条例(昭和 53 年条例第 5 号)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第 202条の規定により、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日 及び要領を管理者に通知しなければならない。

(平3条例8・平19条例1・一部改正)

(随時監査)

第3条 監査委員は、法第199条第5項の規定による監査を行うときは、あらかじめその期日を関係機関に通知しなければならない。

(平3条例8・一部改正)

(現金出納検査)

第4条 監査委員は、法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査の例日を 定めたときは、あらかじめ会計管理者に通知しなければならない。

(平 19 条例 1·一部改正)

(決算の審査)

第5条 監査委員は、法第233条第2項の規定による決算の審査についての意見は、 審査に付された日から30日以内にこれを管理者に提出するよう努めなければな らない。

(公表及び告示)

第6条 監査委員の行う公表及び告示は、北上地区広域行政組合公告式条例(昭和63年条例第1号)の規定による公示の方法により行うものとする。

(補則)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 〇北上地区広域行政組合監査委員規程

昭和63年4月1日 監査委員告示第1号

改正 平成 17年 12月 16日監委告示第 1号

北上花巻衛生処理組合監査委員規程(昭和54年監査委員告示第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、北上地区広域行政組合監査委員条例(昭和63年条例第4号) 第7条の規定に基づき、監査委員の職務の執行並びに監査委員の事務部局の所掌 事務及びその事務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の方法)

第2条 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)は、監査委員が共同し、又は分担して行うことができるものとする。

(協議等)

- 第3条 監査委員は、相互の連絡調整を図るため、次の各号に掲げる事項について 協議するものとする。
  - (1) 監査委員の定める規程の制定改廃に関すること。
  - (2) 監査等の実施計画及び執行方針に関すること。
  - (3) 監査等の結果の判定、報告、通知、公表及び意見の提出に関すること。
  - (4) その他監査等に関し、監査委員が必要と認める事項に関すること。
- 2 監査委員が法令の規定により行う合議及び前項の規定により行う協議は、代表 監査委員が主宰して行う。

(議決書類等の送付)

第4条 監査委員は、議会において議決された事件に関する書類の写しの送付を、 その議決のあった都度管理者に求めるものとする。また管理者、議会の議長その 他法令又は条例に基づいて設置された機関の長が、その権限に属する事務に関し、 規則又は規程(告示、訓令、要綱、規約その他これに関するものを含む。)を制 定し、又は改廃したときも同様とする。

(事務局の所掌事務)

- 第5条 北上地区広域行政組合監査委員事務局設置条例(昭和63年条例第5号)に 規定する事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 監査等の補助執行に関すること。
  - (2) 監査委員の合議及び協議に関すること。
  - (3) 監査等に関する結果の判定、報告、通知、公表及び意見の提出に関すること。
  - (4) 公印に関すること。
  - (5) 文書に関すること。
  - (6) 職員及び服務に関すること。
  - (7) 予算及び決算に関すること。
  - (8) 経理及び用度に関すること。
  - (9) その他監査の執行等に必要な事項に関すること。

(職員の任免)

第6条 代表監査委員は、職員を任免しようとするときは、あらかじめ他の監査委員の意見を聞かなければならない。

(職の設置)

- 第7条 事務局に事務局長、事務局次長、主査、主事及び技師を置くことができる。
- 2 前項に掲げる職は、書記をもって充てる。

(平 17 監委告示 1·一部改正)

(職務)

- 第8条 事務局長は、監査委員の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮 監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、特に命じられた事務局の事務を処理すると ともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を 代理する。
- 3 主査は、上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、担任事務を処理する。
- 4 主事及び技師は、上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。

(平 17 監委告示 1·一部改正)

(代決及び専決)

- 第9条 事務局長が専決する事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が、事務局長及び事務局次長がともに不在のときは、事務局長が、あらかじめ指定する職員がその事項を代決する。
- 2 事務局長の専決できる事項は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 所属職員の事務分担に関すること。
  - (2) 所属職員の服務及び諸届の処理に関すること。
  - (3) 所属職員の旅行命令、時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
  - (4) 文書の収受、発送、浄書及び保存に関すること。
  - (5) その他軽易な事務の処理に関すること。
- 3 前2項に規定する場合であっても、事案が重大若しくは異例に属し、又は特に 上司において事案を了知しておく必要があると認められるときは、代決及び専決 をすることができない。

(職員の服務等)

第10条 この告示に定めるもののほか、職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、管理者部局の職員の例による。

(公印)

第11条 公印は、次表のとおりとする。

	公印の種	類			
公印番号	印 刻 文 字	印材	大きさ (ミリメート ル)	管守責任者	使用区分
1	北上地区広域行政組合 監査委員印	つげ	方 24	事務局長	監査委員名 をもってす る文書
2	北上地区広域行政組合 監査委員事務局長印	つげ	方 21	事務局長	事務局長名 をもってす る文書

(文書)

第12条 文書の取扱いは、北上地区広域行政組合文書取扱規程(昭和 63 年訓令第

2号)の例による。

- 2 文書の分類は、別に定める。
- 3 文書の例式は、北上地区広域行政組合公文例式規程(昭和 63 年訓令第 3 号)の 例による。

附 則

この告示は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成17年監委告示第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

## 〇北上地区広域行政組合監査委員事務局設置条例

昭和 63 年 4 月 1 日 条 例 第 5 号

北上花巻衛生処理組合監査委員事務局設置条例(昭和54年条例第2号)の全部を改正する。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 200 条第 2 項の規定に基づき、北上地区 広域行政組合に監査委員事務局を置く。

附即

この条例は、公布の日から施行する。